

人間文化研究機構総合情報発信センター情報部門高度連携情報技術委員会設置要項

平成28年9月12日
総合情報発信センター長裁定
令和2年3月30日改定

(趣旨)

第1条 この要項は、人間文化研究機構総合情報発信センター組織運営規程（平成28年3月28日規程第137号）第11条の5に基づき総合情報発信センター運営委員会情報部門会議のもとに設置する人間文化研究機構総合情報発信センター情報部門高度連携情報技術委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、情報部門長が委嘱する学識経験者（若干名）を委員として組織する。

(任期)

第3条 第2条の（2）及び（3）に掲げる委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員の再任は、妨げない。

(検討事項)

第4条 委員会は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）の各大学共同利用機関（以下「機関」という。）が保有する研究資源を有機的に結びつける情報システムを構築・運用し、あわせて機構外の諸機関との人間文化研究に関わる情報資源の利用の連携を行い、人間文化に関する研究教育の促進、新領域の開拓に寄与することをめざす人間文化研究高度連携事業（以下「事業」という。）を推進するために、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業の実施のために必要な情報技術に関する情報技術的助言等
- (2) 事業の企画に関する事項
- (3) その他、委員会が必要とする事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員長の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本部センター事務室において行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。